
「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.42 2021/04/26

【目次】

- 1 現況報告
 - 2 2021 年度研究総会
 - 3 2021 年度事務総会
 - 4 会誌の発行
 - 5 会費納入のお願い
-

1 現況報告

(1) 会員数：58 名（2021 年 4 月 1 日現在）。

(2) 運営委員

2020 年 4 月 13 日公示の 2020－2022 年期運営委員選挙の結果、投票数上位 10 位まで 14 名（阿曾正浩、飯孝行、伊藤知義、宇田川幸則、樹神成、小林正典、小森田秋夫、坂口一成、篠田優、渋谷謙次郎、島田弦、高見澤磨、武井寛、通山昭治、50 音順、敬称略）が選出されました。なお、小森田秋夫会員から辞退の申し入れがあり、2018－2020 年期運営委員会（同年 6 月中旬メール会議）でメールによる審議の結果承認され、2020－2022 年期運営委員は 13 名となりました。

(3) 運営委員長を選出

2020－2022 年期運営委員会第 1 回会議（2020 年 6 月下旬メール会議）で審議の結果、樹神成会員が運営委員長として選出されました。樹神成運営委員長には、コロナ禍にもかかわらず研究会の運営にご尽力を賜りましたが、同年 12 月下旬にやむをえない事情により辞退の申し入れがあり、2020－2022 年期運営委員会第 4 回会議（2020 年 12 月下旬メール会議）で審議の結果、阿曾正浩委員に委員長を交代頂くこととなりました。

(4) 事務局長、企画担当、会計監査担当の選出

2020－2022 年期運営委員会第 2 回会議（2020 年 10 月中旬メール会議）で審議の結果、以下の通り選出されました。なお、会計業務は引き続き事務局に移管することが確認されました。

（事務局長：小林正典、企画担当：渋谷謙次郎、会計監査担当：中山頭、敬称略）

2 2021 年度研究総会

(1) 2021 年度研究総会について

阿曾 正浩（本研究会委員長）

<日程>

- 2021年6月5日（土）14:00-17:00 研究総会（比較法学会ミニ・シンポジウム）
（※）ZOOMによるオンライン開催

2019年6月の運営委員会で、近年の本研究会への参加者減少の原因の一つが金曜日開催にあるとの意見が出され、土曜日の開催を検討しました。その際、土曜日開催の比較法学会のミニ・シンポジウムに追加募集があることが判明し、今回はこの枠で本研究会の研究総会を行うことを決定しました。その後、本研究会で企画案を作成し、比較法学会に申請し、比較法学会理事会で正式に採択されました。したがって、本研究会としては比較法学会のミニ・シンポジウムを本研究会の研究総会と位置づけますが、公式には比較法学会の通常の一企画のミニ・シンポジウムとして実施されます。

その後、新型コロナ・ウィルスの影響で、2020年6月の学会は中止となりました。比較法学会のミニ・シンポジウムについては、再度申請し、改めて正式に採択されました。ただし、今年度の比較法学会では、2年分のミニ・シンポジウムが開催されることとなります。このため、本研究会の研究総会と位置づけているミニ・シンポジウム B「東アジア民主化諸国における移行期正義と法の比較（責任者：阿曾）」と同時間帯に、ミニ・シンポジウム D「言語をめぐる法制度および言語権の比較研究」（責任者：渋谷謙次郎・比較法学会理事）が開催され、EUと日本に関する報告の他に、中国（小田格・中央大学）と旧ソ連（竹内大樹・神戸大学博士課程）の報告が予定されています。当研究会としては、経過上、ミニ・シンポジウム B「東アジア」を当研究会の研究総会と位置づけますが、会員は全員こちらに参加せよなどという「党議拘束」はかけませんので、各自の関心に応じて自由にご参加ください。

なお、比較法学会の会員の方は、5月に送付される「学会プログラム」に記載されている手順で参加申し込みをすることになります。比較法学会の会員でない方は、特別の手続きが必要となります。比較法学会のホームページを必ず4月中にご覧になってください。そこには、以下のことが記載されています。

今年度に限り非会員も無料で聴講できます。聴講できる人数に制限があるため、多数の申し込みがあった場合には、先着順となりますことをご了承ください。非会員の参加方法：事前に以下の URL から参加登録をしてください。2021年5月1日～5月28日の間のみ受け付けます。

（※）この原稿執筆時点では、URL の記載はありません。できれば5月1日に登録されるのが、無難かと思えます。

(2) 研究総会の企画趣旨

阿曾 正浩(本研究会委員長)

「東アジア民主化諸国における移行期正義と法の比較」

移行期正義(Transitional Justice)とは、「刑事責任を確実とし、正義に寄与し、和解を達成する目的で、過去の大規模な人権侵害が遺したものと折り合いをつける社会の試みに関する多様なプロセスとメカニズムの総体」(2004年国連事務総長報告)とされる。移行期正義のプロセスには、司法と司法外の方法、地方・国家・国際的なレベルがあり、具体的には刑事訴追、真実委員会や公聴会、補償、制度改革、公的謝罪、記念物や追悼集会などが行われてきた。また、移行期正義研究の主な争点として、以下のものがあげられる。①目指すべき正義は応報的正義か修復的正義か、②真相究明委員会で追及される真実は司法的な真実か、③国際社会の関与はプラスかマイナスか、④裁判や真実委員会は民主制の定着や人権改善に寄与するか、⑤裁判を望む度合いは弾圧の強さに比例し、時間経過に反比例するか、⑥国際法廷や混合法廷の是非、役割、効果はどうか、⑦移行期正義は国内和平に寄与するか(日本平和学会、v-vi)。また、移行期正義は、世界各地の経験を経て、「ポスト独裁型」、「ポスト紛争型」、「ポスト植民地型」へとその争点の領域を拡大してきた。

アジアでも、権威主義体制から民主化にある程度成功した国々で、同様の現象が見られるようになった。東アジアの民主化諸国では、①植民地体制からの解放、②内戦／紛争からの平和構築、③権威主義体制からの民主化、という3つの局面を経てきた国が多い。そのため、民主化を経て初めて、この3つの局面に対応した3つの型に分類される諸問題が同時に噴出している場合が少なくない。韓国、台湾、日本を対象に、平井は次のように論点を整理している(平井新、29頁)。

	韓国		台湾		日本	
紛争→平和	済州島事件／朝鮮戦争		国共内戦／228事件			
独裁→民主	光州事件 疑問死事件 etc	ベトナム戦争	白色テロ 美麗島事件		軍国主義 期の政治 弾圧	大戦期の戦争 犯罪 ex)南京 事件 etc
コロニアル →自治/独立		日本による 植民地支配	先住民統 治問題	日本による 植民地支配	アイヌ/ 沖縄琉球 諸問題	台/韓植民地 統治に関する 諸問題
	国内	国際	国内	国際	国内	国際
	重層的な脱植民地化の TJ				脱帝国化の TJ	

本企画では、東アジアで民主化を経験した3つの国、韓国、台湾、インドネシアにおける移行期正義と法の現状の一端を明らかにしたい。その際、ここであげたような諸論点を網羅的に取り上げるのではなく、各国の報告者の関心から論点を絞って報告を行うこととする。

【参考文献】

- ・日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義（平和研究 38号）』早稲田大学出版部、2012年。
- ・平井新「『移行期正義』概念の再検討」『次世代論集』2号、2017年。

（3）研究総会の報告要旨

○「台湾における移行期の正義と人権回復の努力」

鈴木 賢（明治大学）

戦後、中華民国の一部となり、1949年からは中華民国そのものとなった台湾では、反乱鎮定動員時期憲政施行完成要綱、動員戡乱時期臨時條款、戒嚴令などにより、憲法の施行が停止され（1991年まで）、228事件（1947年）を始めとする数々の人権侵害が横行した。国民党一党独裁の下でのいわゆる「白色テロ」と言われる恐怖の時代の冤罪や人権侵害事件の見直しは、3回目の政権交代が起きた2016年以降、本格化する。報告では2017年に成立した「移行期の正義促進条例」にもとづいて進行する自由で民主的で人権の確立された台湾を目指す取り組みの一端を紹介する。

【参考文献】

- 呉豪人「大いなる幻影に抗して／台湾の市民社会における転型正義への試み」『日本台湾学会報』20号、2018年。
- 門間理良「ASIA STREAM 台湾 2017年11~12月 移行期正義促進条例の成立」『東亜』607号、2018年。

○「国家による反人権的不法行為に対する韓国司法の役割」

牧野 力也（東京家政学院大学非常勤講師）

韓国では、韓国憲法裁判所による「従軍慰安婦に関する2011年決定」において、憲法裁判所が、日韓請求権協定をめぐる韓国政府の外交上の義務（および義務の履行を請求する国民の具体的権利）を否定した2000年の決定（98憲マ206）とは区別

して、これを認める決定を行った。この結論がいかなる論理によるものなのか、またこうした義務の範囲と限界について、韓国の学説ではどのように理解しているのかといった点について、憲法学上の基本権保護義務論を中心に考察する。

【参考文献】

中川敏宏「韓国憲法裁判所・日本軍慰安婦問題行政不作為違憲訴願事件[2011.8.30決定]」『専修法学論集』116巻、2012年。

木村 貴「韓国移行期正義における司法の機能：大法院長交代の影響を中心に」『東アジア研究』15巻、2014年。

○「インドネシアにおける権威主義体制期の人権侵害とポスト権威主義憲法体制」
島田 弦（名古屋大学）

インドネシアでは、1965年に始まり1998年5月に幕を閉じたスハルト権威主義体制下で、政府やその支援を受けた民間組織による重大な人権侵害がたびたび発生した。民主化への移行後、人権侵害に対する訴追、被害者の名誉回復が課題となったが、他方でそれを阻み、さらに政治的抑圧を正当化する法令が制定されている。この法的状況は、権威主義からの移行の画期となる新憲法が、必ずしも自由主義的な憲法ではなく、権威主義憲法と共通性をもっていることにも原因がたどれる可能性を「ポスト権威主義憲法体制」という視点から論じる。

【参考文献】

Mark Tushnet, *Authoritarian Constitutionalism*, 100 *Cornell L. Rev.* 391, 2015.

Tom Ginsburg & Alberto Simpser, "Introduction, Chapter 1 of *Constitutions in Authoritarian Regimes*", University of Chicago Public Law & Legal Theory Working Paper No. 468, 2014.

3 2021年度事務総会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2021年度の事務総会は以下のように開催いたします。

●2021年6月4日(金)20:00-21:00 事務総会 (※) ZOOMによるオンライン開催

4 会誌の発行

「社会体制と法」18号の会誌は、2020年6月下旬に全会員に郵送されました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、2020年度の研究総会は延期となり、2020年度事務総会では、以下の通り会誌発行に向けた作業を進めることが決まっています。

号	編集委員（敬称略、○は委員長）	対象総会	発行予定
19	○高見澤磨、阿曾正浩、武井寛	2021年度	2022年6月

5 会費納入のお願い

2020年度事務総会で、2019年度、2020年度と同様に2021年度および2022年度の会費を「0円」とし、両年度分については「未納」期間に通算しないことが承認されました。なお、2018年度までの会費（年4,000円）につきましては、未納会員の方に納入をお願い致しております。納入がまだお済みでない方は、恐れ入りますが納入にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※なお会費の納入をお願いする方には、事務局からお送りしたメール本文に未納の年度と金額を記載しておりますのでご確認くださいませ。

会費納入の郵便振替口座（振込用銀行口座）

口座番号：00980-4-149498

加入者名：「社会体制と法」研究会

銀行名： ゆうちょ銀行

金融機関コード： 9900

店番： 099

店名： ○九九店（ゼロキュウキュウ店）

預金種目： 当座

口座番号： 0149498

カナ氏名（受取人名）：「シャカイタイセイトホウ」ケンキュウカイ

6 事務局住居表示変更の件

この度、事務局の住居表示が変更となりましたので、ご確認のほど賜りますようお願い申し上げます。

(変更前) 〒195-8585 東京都町田市金井町 2160
和光大学経済経営学部経営学科 小林正典研究室内

(変更後) 〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘 5 丁目 1 番 1 号
和光大学経済経営学部経営学科 小林正典研究室内

【あしがき】

事務局ニュース No.42 で外国人労働者の受け入れ拡大の行く末を話題にしましたが、その後、新型コロナウイルスの感染拡大によって、世界の状況は一変しました。数年来、オリンピック・パラリンピックの開催やインバウンドに傾斜した日本の政策は、根本的に見直しが迫られています。一方、リモートワークの普及によって地方都市での生活を選択する人が目立ちますが、必ずしも人の拡散は均等でないため、人口減少に歯止めがかからず限界集落に近づいている地域も少なくないようです。カール・ポランニーは、19世紀以降に展開した不安定な市場社会を批判的に捉え、人間の社会から離床した経済を再び社会に埋め戻すことが重要な課題であると指摘しましたが、コロナ禍で GAF A の勢いが止まらない今日、その意味をあらためて問い直すこの頃です。

「社会体制と法」研究会事務局

〒195-8585 東京都町田市金井ヶ丘 5 丁目 1 番 1 号
和光大学経済経営学部経営学科
小林正典研究室内

Tel・Fax : 044-989-7777 (内線 5802)
Mail : fchgr@kzd.biglobe.ne.jp
研究会サイト URL: <http://assls.sakura.ne.jp/>